

練馬区プレスリリース 送付日 2017年(平成29年)11月14日

区長室 広聴広報課 広報戦略係 電話 03-5984-2693

	<h2 style="text-align: center;">都市農地を守り豊かさと潤いを 実感できる都市環境を次世代へ！</h2> <p style="text-align: center;">～ 都市農地保全推進自治体協議会が国に要望書を提出～</p>
と き	11月14日(火)
と こ ろ	練馬区役所(豊玉北6-12-1)
<p>14日、「都市農地保全推進自治体協議会」の前川耀男(まえかわあきお)会長(練馬区長)が、農林水産省の谷合正明農林水産副大臣に、農を実感できる都市環境をできる限り次世代へ残すことができるよう、農地制度の見直しや生産緑地の貸借に関する要望を行った。</p> <p>都市農地は、農産物の供給に加え、都市の環境保全、防災、食育、コミュニティの醸成など多様な役割を担っており、都市住民にとってかけがえのない存在である。一方、農地面積は、都内だけでもこの10年間で約1,320ha(東京ドーム約281個分)減少しており、その保全が強く求められている。</p> <p>今回、農林水産省に対して前川会長は「意欲ある人が、農業を続けられる環境を作っていただきたい。そのためにも、生産緑地の貸借や農地に関わる税制などの制度改正に向けご尽力いただきたい」と要望した。</p> <p>同協議会は、都市農地(市街化区域内農地)を持つ東京都内の38区市町で構成され、都市農地保全を目指し、自治体が連携して取組を進めている(平成20年10月28日設立)。</p>	



谷合農林水産副大臣(左)へ要望書を手渡す前川会長(右)

【都市農地の現状】

都市(特に市街化区域内の)農地は、都市に暮らす多くの消費者に対して、生産者の顔が見えて安心できる新鮮な農産物を供給するとともに、野菜作りや果実の摘み取りを体験する場や、食育を推進する場となっている。また、緑地として都市のヒートアイランド現象を緩和し、都市型水害や火災延焼による被害を軽減する場ともなっている。このように、農業・農地が持つ多様な機能は、都市において大きな役割があるにもかかわらず、都市の農地は高い地価による高額な相続税の負担等により減少が続いており、極めて憂慮すべき状況となっている。

【国への要望内容等】 次頁のとおり

【国の対応および反応】

農林水産省の谷合副大臣は、本協議会の要望に理解を示し、「要望いただいた内容は、都市農地の保全を推進していくためには、必要なものであると承知している。生産緑地の貸借に関する法律案を来年の通常国会に提出する準備を進めている。なるべく早く農業者の方に安心していただけるよう進めていく。」と話した。

【問合せ】

都市農地保全推進自治体協議会事務局(練馬区 都市農業課 電話03-5984-1403)

都市農地保全を推進するための要望

都市における農業・農地は、都市生活をより豊かにするものであり、これからの快適な都市生活に必要な不可欠なものです。

平成27年4月に都市農業振興基本法が成立し、大都市東京の中で大きな役割を果たしている都市農業・農地が、法的に位置付けられ、昨年5月に法に基づく都市農業振興基本計画が策定されました。本年5月には、生産緑地の下限面積の緩和などを内容とする生産緑地法等の改正が行われました。

私たち、人口980万人超を有する都市農地保全推進自治体協議会は、都市農地の減少を食い止め、豊かさや潤いを実感できる都市環境を次世代に残すため、更に、農地に関わる税制の見直しや農業振興に係る具体的な取組の推進が早期になされることを、下記のとおり要望いたします。是非これらの実現に向け取り組まれるよう、お願い申し上げます。

記

【都市農業振興基本計画の速やかな実施】

- 1 都市農業振興基本計画に掲げた事項を速やかに具体化し実施すること。

【生産緑地の貸借および相続に関する見直し】

- 2 生産緑地を貸借した場合でも、当該農地を相続税納税猶予制度の対象とするよう措置を講じること。
- 3 生産緑地を貸借したまま、当該農地の所有者が死亡した際に、相続人による買取り申出ができるようにすること。
- 4 特定生産緑地に指定した農地については、現行の生産緑地と同様に、固定資産税や都市計画税などの税制上の優遇措置を講じること。
- 5 防災井戸や備蓄倉庫などの防災施設、農産物の直売所や加工施設、農機具倉庫などの農業用施設、農家レストランおよび屋敷林の用地に相続税納税猶予制度の適用を拡大すること。

【財政支援】

- 6 基礎自治体が、農地を買い取る場合に財政支援策を講じること。
- 7 農業経営を開始したい就農希望者や農地を拡大したい農業者への農地確保に対する支援策を講じること。

【関係省庁の連携】

- 8 市街化区域内農地が適切に保全されるためには、都市農業の振興に関する施策と都市計画制度や税制の見直しを一体的・総合的に進めることが必要である。これらの検討・見直しに当たっては貴省と国土交通省および財務省が一層連携を強化して取り組むこと。